

令和7年12月24日

第12回

須崎市農業委員会総会 議事録

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 3階 研修室
2. 開会日時 令和7年12月24日(水) 午後2時
3. 出席委員 (農業委員7名) 古谷会長 武田会長職務代理者  
津野委員 宮田委員 橋田委員  
横山委員 堅田委員  
  
(推進委員7名) 高橋委員 谷本委員 三本委員  
森光委員  
谷脇委員 坂本委員
4. 欠席委員 (農業委員1名) 大野委員  
(推進委員2名) 和田委員 森田委員
5. 出席職員 (事務局2名) 徳永次長 北村主幹
6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について  
議案第3号 須崎(須崎市)農業振興地域整備計画の変更について(諮問)
7. 報告事項 [1] 農地の時効取得について
8. その他

開会宣言	古谷会長 只今から、令和7年第12回須崎市農業委員会総会を開催いたします。
	徳永次長 本日は6番 森田委員、7番 和田委員、14番 大野委員から欠席の連絡をいただいております。
議長	古谷会長 本日はよろしく申し上げます。 それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名させていただきますのでよろしいでしょうか。
意見	農業委員（異議なし）多数。
議事録署名	古谷会長 それでは、本日の議事録署名人は10番 横山委員、11番 堅田委員、よろしくお願いいたします。
議長	古谷会長 それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	徳永次長 【議案第1号 非農地証明願について 番号1及び番号2まで議案書をもとに朗読】
議長	古谷会長 何かご意見、ご質問等ございますか。
意見	13番 坂本委員 番号1について、現地確認してきました。申請人の住宅は、道路から少し上がったところにあり、申請地はその上がったところの敷地の一部です。申請地を通らないと家に入れないようになっており、非農地として問題ありません。 番号2についても、舗装して、事務所が建っております。非農地で問題ありません。
審議	古谷会長 他の委員の方からご意見、ご質問はございませんか。特に無いようでしたら、許可する

	<p>事としてご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>古谷会長          ・特にご異議がないようでございますので、議案第1号 非農地証明願については、証明書を交付することに決定します。</p>
議 長	<p>古谷会長          続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>徳永次長          【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 番号1から番号5まで議案書をもとに朗読】</p>
補足説明	<p>徳永次長          補足説明をします。          番号1について、県外に在住している譲渡人から、市内に在住している譲受人に贈与するものです。高橋委員と共に現地確認をしたところ、浦ノ内福良字東谷、東福良の農地については、山林化しているため、農地と判断できませんでした。そのため、浦ノ内福良字大入、中福良の農地のみ申請可能と考えます。譲受人はインゲンを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、山林化している農地以外の全ての農地を効率的に利用できると思われまます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間300日、妻及び子がそれぞれ年間250日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後も、インゲンを継続して栽培するとのことから、周辺の農地に影響はないと考えます。          番号2について、県外に在住している譲渡人から、市内に在住している譲受人に売買するものです。また、該当農地については、昭和28年12月頃から譲受人が自己所有地だと思い利用していたため、当初は時効取得の手続きを予定していました。しかしながら、時効取得の手続きが困難であるため、農地法第3条の申請を行うものです。譲受人はサツマイモを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われまます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間150日、夫が年間200日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はあ</p>

りません。取得後もサツマイモを継続して栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。

番号3について、賃貸人が所有している農地の一部に、賃借人がハウスを建てているため、賃借権の設定をするものです。賃借人は水稻、みょうがを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。賃借人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、賃借人及び父が年間300日、母が年間200日、妹及び義理の弟が年間250日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後もみょうがを継続して栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。

番号4について、現在、賃貸人と賃借人は、利用権を設定しておりますが、令和7年12月31日で満了します。令和8年1月以降も継続利用することから、使用貸借の設定をするものです。賃借人は生姜、文旦を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。賃借人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、賃借人が年間230日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後は、文旦を継続して栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。

番号5について、先月の総会で農地法第3条申請をしておりましたが、該当農地の申請をしていなかったため、追加で申請するものです。譲受人は新規就農で露地野菜を作る予定であり、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間150日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後は、大根、きゅうりを栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。

以上、農地法第3条第2項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 古谷会長  
関係委員のご意見ををお願いします。

意 見 2番 高橋委員

番号1について、先ほど事務局からも説明があった通り、浦ノ内福良字東福良の農地については完全に山林になっています。なので、その土地については農地法第3条の適応外だと考えます。中福良の土地はハウスを作っていますので問題ありません。大入の農地に関しても、今現在は何も作っていませんが、きちんとすれば野菜等作れる様子だったので

	<p>問題ないと考えます。東谷の土地については、進入路がなく、船でしか到達ができないということであり、航空写真で確認をしたところ、山林だと確認しています。許可ができるのは中福良及び大入の農地のみだと考えます。</p> <p>9番 森光委員 番号2について、以前から申請地で畑を作っていた人が譲り受けるということですので、問題ありません。</p> <p>徳永次長 事務局から補足ですが、先月非農地証明願いが出されていたものの、現地が畑であるという事で非農地ではないと判断された土地です。今後も畑として使うので農地法第3条で申請をするものです。</p> <p>13番 坂本委員 番号3については、土地改良区の鉄骨ハウスのある土地です。元々利用権も結んであったかと思います。実態としては継続しての貸借であり、問題ないと考えます。</p> <p>12番 谷脇委員 番号4について、今も文旦を作っているようです。問題はないと考えます。番号5についても、問題ないと考えます。</p>
審 議	<p>古谷会長 何かご意見はありませんか。特に意見がないようでしたら、番号1の山林化している土地を除いて許可する事としてご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>古谷会長 それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議については番号1の山林化している土地を除いて許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>古谷会長 続きまして、議案第3号 須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更について（諮問）の審議を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いします。</p>

議案説明	北村主幹 【議案第3号 須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更について（諮問）について別冊をもとに朗読】
審議	古谷会長 何かご意見はございますか。何もなければ承認として構いませんか。
採決	農業委員（異議なし）多数。
議長	古谷会長 それでは議案第3号、須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更について（諮問）は承認することに決定し、答申することとします。
議長	古谷会長 続きまして、報告事項について 事務局より説明をお願いします。
報告事項	徳永次長 【報告事項[1] 農地の時効取得について 議案書をもとに朗読】
議長	古谷会長 以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。
その他	北村主幹 高知県農業振興地域整備計画基本方針について照会  宮田委員 中四国女性農業委員研修会の報告  徳永次長 農地法第5条の許可取り下げ願提出について 農業委員会全員研修の出欠確認について 熊出没注意情報について
閉会宣言	古谷会長 その他、何かございませんか。 ないようでしたら、以上で第12回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でござ

いました。

閉会 午後 3時00分

その真正なることを証して署名する。

議長 志谷武徳

10番 <sup>横山</sup>横山洋一

11番 <sup>聖田</sup>聖田良明